

令和
7年度

生活習慣病予防健診の ご案内を送付いたします

35歳以上の従業員(被保険者)様は、
がん検診を含む生活習慣病予防健診を
積極的にご利用ください。

約19,000円相当
健診

自己負担上限
5,282円

さらに40、45、50、55、60、65、70歳
(年度末時点の年齢)の方限定で
人間ドック並みの健診(付加健診)が

上限7,971円で受けられます!

(令和6年度より対象者が拡大されました)

- ・3月下旬ごろ事業所様あてに案内を送付予定です。
- ・対象の健診機関からお選びいただき、お電話等で予約してください。

令和5年度より
約2,000円
減額されました!



詳しくはこちら>



検査	定期健康診断	生活習慣病予防健診※1	
		一般健診	一般健診+付加健診
自己負担額	約7,000~10,000円程度	上限5,282円	上限7,971円
問診、診察、身体計測、血圧、 肝機能検査、血中脂質検査、 血糖検査、尿検査、心電図検査	○	○	○
肺がん検診	○	○	○
胃がん検診	×	○	○
大腸がん検診	×	○	○
乳がん検診 (40歳以上)	×	○※2 別途 自己負担有	○
子宮頸がん検診	×	○※2 別途 自己負担有	○
腹部超音波検査、 眼底検査、 肺機能検査等	×	×	○

※1 生活習慣病予防健診対象健診機関に限ります。 ※2 乳がん、子宮頸がんは偶数年齢の女性のみ。詳しくはパンフレットをご覧ください。



退職後の健康保険加入について (任意継続健康保険)



退職後の健康保険は、**加入者ご自身で手続きが必要**です。
退職後、以下の要件を満たす方については**最長2年間、
任意継続健康保険**にご加入いただくことができます。

要件

01

退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること

要件

02

退職日の翌日から20日以内に申請書を協会けんぽ宛に
ご提出いただくこと(郵送の場合は必着)

任意継続の申請に必要な書類は、ホームページに掲載をしております。直接印刷していただくか、お電話でご依頼ください。

なお、協会けんぽへの各種申請は、すべて郵送での手続きが可能です。3月から4月にかけて、協会けんぽの窓口は大変混雑いたします。郵送による早めの手続きをお願いいたします。



！マイナ保険証を利用できない場合^(※)は、
資格確認書の交付申請も併せて必要となります。

(※)マイナンバーカードを所持していない場合や、マイナ保険証の利用登録を行っていない場合等

任意継続
被保険者資格
取得申出書は
こちら



資格確認書
交付申請書は
こちら



令和7年4月納付分より、保険料を算出する際の標準報酬月額(上限)が300,000円から320,000円(標準報酬月額等級:第23級)に変更となります。

〈1か月あたり保険料の計算方法〉

任意継続健康保険の保険料=退職時点の標準報酬月額×協会けんぽ都道府県支部(住所地)の保険料率

お願い

- 「資格取得届」、「被扶養者異動届」、「資格喪失届」は事実発生日から5日以内に**日本年金機構**へご提出ください。また、これらの書類のお問い合わせ先も日本年金機構ですので、ご注意ください。
- ご提出の際は、マイナンバーの正確な記入にご協力ください。

各種書類の提出先はこちら→

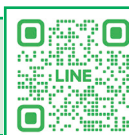


LINE公式アカウントはじめました

健康情報をはじめとした
お役立ち情報を配信しています！

友だち登録募集中！

@kenpo_hyogo 友だち登録でお得な情報をGET！



© LY Corporation